法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所又は寮などを有する法人に課される税で、法人の規模に 応じて決まる「均等割」と法人税(国税)の額に応じて決まる「法人税割」とがあり、それぞれの法人の 事業年度終了後2か月以内に申告し納税していただきます。

■ 納税義務者

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	0	0
市内に事務所等はないが、寮等がある法人	0	_
市内に事務所等がある法人課税信託の引受けを行う個人	_	0

■ 税率

● 均等割額

均等割額=税率(年額)×事務所・事業所等を有していた月数÷12

【均等割の税率】

	税率(年額)		
資本金等の金額	市内の従業者数 市内の従業者数		
	が 50 人超	が 50 人以下	
①公共法人、公益法人等のうち均等割が課税されるもの	50,000円		
②人格のない社団等のうち収益事業を行うもの			
③一般社団法人・一般財団法人(非営利型に該当するも			
のを除く)			
④資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法			
に規定する相互会社以外)			
1000 万円以下	120,000円	50,000 円	
1000 万円超え 億円以下	150,000円	130,000円	
億円超え O 億円以下	400,000 円	160,000円	
10 億円超え 50 億円以下	1,750,000円	410,000円	
50 億円超	3,000,000円		

※平成 27 年 4 月 | 日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」となります。

● 法人税割額

法人税割額=課税標準となる法人税額×税率

【法人税割の税率】

事業年度	令和元年 9 月 30 日以前に開始 する事業年度(改正前)	令和元年 IO月 I 日以後に開始 する事業年度(改正後)
税率	9.7%	8.4%

<超過課税について>

平成 28 年度税制改正において、地方法人課税の偏在性を是正するため法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税(国税)の税率を引上げ、地方交付税原資化する改正が行われました。

うきは市ではこれまで標準税率を適用しておりましたが、改正後は制限税率を適用し、都市基盤の整備などに活用していくこととなりましたのでご理解をお願いします。

■ 申告と納付

法人市民税では、事業年度ごとに、自ら確定申告や仮決算による中間申告又は予定申告を行い、 申告した税額を納付書によって納めていただくこととなっています。

Σ	区 分 納付税額 申告・納付期限		申告・納付期限
中間申告	予定申告	事業年度開始	事業年度開始の日以後6ヶ月 を経過した日から2ヶ月以内
	仮決算に よる中間 申告	業年度(改正前)は、前事業年度の法人税 割額×6÷前事業年度の月数	
確定申告		均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間 (予定) 申告により納付した 税額がある場合は、その税額を差し引い た額	事業年度終了の日の翌日から 原則として2ヶ月以内

[※]事業年度が6ヶ月以下の法人及び前期の法人税額を基礎とした中間納付額が 10 万円以下の法人については、中間申告する必要はありません。

■ 法人等の設立・開設・変更に伴う届け出

市内に新しく法人等を設立した場合や事業所等の移転、資本金の変更など、法人に関しての異動が生じた場合は、次の届出書等の提出が必要となります。

区分	提出していただく届出書	必要となる添付書類
事務所等を設立(設置)した場合	法人設立・設置届出書	設立の登記簿謄本、定款等
法人の内容に変更が生じた場合]容に変更が生じた場合 法人等の異動届出書 変更内容の確認ができる	
		記簿謄本、定款等

[●]提出先:うきは市役所 税務課住民税係(☎0943-75-4977)

■インターネットを利用した電子申告

申告書や各種申請など、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「eLTAX (エルタックス)」をご利用になることができます。

ご利用開始の手続き、お問い合わせなど詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

e L T A X ホームページ http://www.eltax.jp/